

第Ⅲ章 緑地及び緑化の施策

1. 施策とみどりの機能

計画の基本方針に基づく施策項目を、都市のみどりが有する主要機能に分類します。

なお、都市のみどりが有する環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の主要機能を効果的に発揮させるためには、みどりが連続的に配置され、ネットワーク化されていることが重要です。

| 基本方針 | 基本施策 | 施策項目 | 環境保全 | レクリエーション | 防災 | 景観構成 | その他 |
|--------------------------------------|--------------------------|--|------|----------|----|------|-----|
| ふるさとのみどりを 守り活かします 【緑地の保全・活用】 | 都市の骨格の形成 | 「みどりの骨格」を形成する緑地の 保全・活用 | ○ | | | | |
| | | 自然にふれあう場としての活用 | ○ | ○ | | | |
| | | 河川環境の保全・活用 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 自然海岸の保全・活用 | ○ | | | ○ | |
| | | 河川・海域の水質保全・再生 | ○ | | | | |
| | 特徴的なみどりの 保全・再生 | 優れた自然環境の保全・再生 | ○ | | | ○ | |
| | | 地域を代表するみどりの保全 | ○ | | | ○ | |
| | | 市街地内及び近接するみどりの 保全・再生 | ○ | | | ○ | |
| | 優れた農地の保全・活用 | 田園環境の保全 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 地域の交流の場としての農地の活用 | | ○ | | | |
| みどりとふれあう場 をつくり維持します 【緑地の創出・維持】 | 日常的な利活用に資する みどりの整備・維持 | 身近な都市公園等の適正配置 | | ○ | | | |
| | | 多様なニーズへの対応 | | ○ | | | |
| | 特徴のある拠点・回廊の みどりの創出 | 地域特性に配慮した都市基幹公園 [※] の 適正配置 | | | ○ | | |
| | | 都市基幹公園 [※] の魅力向上と個性化 | | ○ | | ○ | |
| | | その他の公園・緑地等の整備 | | ○ | | ○ | |
| | | 公園の維持管理 | | | | | ○ |
| | 安心・安全な市街地の 形成 | 水とみどりのネットワークの形成 | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 災害活動拠点となる公園等の配置・整備 | | | ○ | | |
| | | 防災・環境保全機能を有する 緑地の配置 | ○ | | ○ | | |
| | | | | | | | |
| 「花とみどり」のまち を育てます 【緑化の推進】 | 公共施設の緑化推進 | 地区の特性に調和したまち・辻 [※] の緑化 | | | | ○ | |
| | | 主要な公共施設の緑化推進 | | | | ○ | |
| | 民有地の緑化促進 | 樹木等の維持管理 | ○ | | | | |
| | | 民有地の緑化促進 | ○ | | | ○ | |
| みどりの輪を広げま す 【普及・展開】 | みどりを育む心の 普及・展開 | 大規模開発にともなう緑化促進 | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 緑化イベントの充実 | | | | | ○ |
| | | 緑化技術の支援・提供 | | | | | ○ |
| | | みどりに関する情報提供 | | | | | ○ |
| | | 苗木・樹木配布の充実 | | | | | ○ |
| | まちを愛する心で 協働のまちづくり | ばらのまちづくり | | | | | ○ |
| | | 市民・事業者などと行政の協働による 緑化活動の仕組みづくり | | | | | ○ |
| | | 各種助成制度の充実 | | | | | ○ |
| | | 緑化活動団体や人材の育成・支援 | | | | | ○ |
| | | | | | | | |

2.緑地及び緑化の施策

1) 緑地の保全・活用

▽都市の骨格の形成

①「みどりの骨格」を形成する緑地の保全・活用

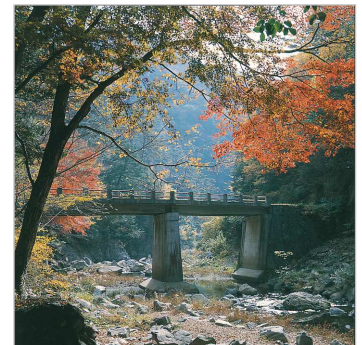
蛇円山をはじめとした北部や島しょ部などの山々のみどりは、法による各種計画に基づき適切な維持管理を行うとともに、森林・林業体験活動や森林ボランティア活動を支援し、森林に対する理解と意識向上を図り、次世代に継承すべき貴重な財産として保全に努めます。



北部の山並み

②自然にふれあう場としての活用

蔵王憩いの森、本郷憩いの森などの森林公園や山野峡県立自然公園*では、豊かな自然環境の保全・管理に努めます。また、利用者ニーズを反映した施設整備などにより、自然とのふれあいやレクリエーションの場として活用を図ります。さらに、関係機関や関係団体等と連携し、新たな活用施策を検討します。



山野峡県立自然公園*

③河川環境の保全・活用

芦田川や神谷川など市街地を流れる大小河川、市街地に点在するため池等の水辺では、今後も継続的に治水・利水機能を維持・向上していきます。また、良好な自然環境、野生生物の貴重な生息・生育・繁殖環境及び都市に潤いや安らぎをもたらすみどりとして保全に努めるとともに、「多自然川づくり*」の理念に基づく護岸整備や河川本来の河岸・瀬淵の保全・再生等に努めます。さらには、都市生活を豊かにする親水空間*やレクリエーション空間、あるいは非常時の避難地など多様な機能を持つ空間として整備・活用を図ります。



芦田川

④自然海岸の保全・活用

鞆町の室浜周辺、内海町周辺及び島しょ部などに残る自然海岸は、優れた自然景観の海浜として背後の山々のみどりと一体的に保全・再生するとともに、観光・レクリエーション空間として活用します。



自然海岸

⑤河川・海域の水質保全・再生

河川や海域の水質保全・浄化に努めます。そのため、下水道整備の推進、下水道普及に係る啓発及び浄化槽の普及促進など総合的に取り組みます。

なお、芦田川では「芦田川きれい☆きれいプロジェクト*」を推進し、市民との協働による浄化対策に努めます。



芦田川浄化活動

▽特徴的なみどりの保全・再生

①優れた自然環境の保全・再生

瀬戸内海国立公園[※]、山野峡県立自然公園[※]、当木島・釜戸岬県自然環境保全地域[※]、大坊緑地環境保全地域[※]及び横山自然海浜保全地区[※]などの区域は、今後もそれぞれの法や条例に基づき、自然環境の保全に努めるとともに、利用者ニーズを反映した施設整備など、自然にふれあう場として活用を図ります。

津之郷町、春日町及び神辺町下竹田など、貴重な野生生物の生息・生育・繁殖環境であり特に保全が必要な地区では、法や条例等による保全地域の指定を検討します。



瀬戸内海国立公園[※]

②地域を代表するみどりの保全

箕島町の茶山、御幸町の正戸山及び神辺町の片山など市街地や市街地に隣接して残る小丘は、地域を代表するみどりとして緑地保全地域[※]や緑保全地区[※]などの指定を検討します。

文化財などと一体になって歴史的風土を形成している樹林地、市街地の貴重な自然環境や都市景観として特に保全すべき樹林地は、市民緑地[※]、緑保全地区[※]及び保護樹木の指定を検討します。

寺社境内地の巨木や地域のランドマークとなっている樹木は、積極的な情報提供により、保護樹木の指定を促します。また、既存の保護樹木の適正な管理に努めます。



箕島町の茶山



寺社境内地の巨木

③市街地内及び近接するみどりの保全・再生

草戸山周辺や蔵王山周辺などの風致地区[※]は、今後も継続的な保全に努めます。

市街地を取り囲む斜面緑地[※]は、都市微気候[※]の緩和や野生生物の生息・生育・繁殖環境などの環境保全機能、土砂流出防止や避難空間としての防災機能、市街地背景としての景観機能など多様な機能を有する緑地であることから、その重要度に応じた保全策を検討します。また、開発等による自然環境等への影響を緩和するため、ミティゲーション[※]の手法を用いた緑地の保全・復元・創出に関するガイドラインの策定を検討します。

生活の一部として利活用されてきた里山[※]では、人工林の間伐及び間伐材の有効活用、針広混交林化の推進、森林・林業体験活動の推進及び森林ボランティアの育成等を行い、復元に努めます。また、土地所有者・市民（森林ボランティア）などと行政が連携して里山[※]を保全・管理・活用できる仕組みづくりを検討します。



蔵王山風致地区[※]



草戸山風致地区[※]

▽優れた農地の保全・活用

①田園環境の保全

良好な生産環境を有する一団の優良な農地では、福山農業振興地域整備計画※に基づき生産能力の向上や保全に努めるとともに、生態系に配慮した自然にやさしい環境保全型農業を推進していきます。

開発計画等が予定された場合は、保全を原則としながら、その必要性を十分に考慮し適切に対応します。

耕作放棄地※の再生・活用に取り組む地区を耕作放棄地※解消モデル地区として指定し、耕作放棄地※解消協議会を設立して、耕作放棄地※の解消に努めます。



一団の優良農地（駅家町）

②地域の交流の場としての農地の活用

市街化区域※に残る都市農地では、土地所有者の意向を考慮しながら、生産緑地地区※等での市民農園※など市民が身近に土とふれあえる場の創出に努めます。

農産物の直売所や農家レストラン、体験農園※などを一体的に整備した農業交流拠点の整備など、農を生かした交流拠点づくりを検討します。



市街化区域※内の農地（草戸町）

2) 緑地の創出・維持

▽日常的な利活用に資するみどりの整備・維持

①身近な都市公園等の適正配置

市民の身近な憩いやレクリエーション活動の場となる住区基幹公園※では、歩いていける範囲に配慮した適正配置に努めます。

整備水準が高い街区公園※については、老朽化した公園の再整備を計画的に行うとともに、不足している地域では、市街地開発事業※にともなう新たな公園の整備、代替施設となる子ども広場やその他管理地の機能充実に努めます。

近隣公園※・地区公園※については、地域バランスに配慮した計画的な配置に努めます。

併せて、今後の人口減少及び高齢化社会の進行を踏まえ、地域住民のニーズを的確に把握するとともに地域住民の合意を得た上で、小規模公園の統廃合や機能分担を検討します。

小中学校はレクリエーション機能を有するみどりの拠点です。さらに、人口分布に応じて適切に配置されていることから、住区基幹公園※（主に近隣公園※）としての機能の一部を代替できる施設といえます。本市では、これまでも校庭開放が行われてきましたが、引き続き、市民に身近なみどりの拠点として学校を積極的に活用していきます。



宝町公園（街区）



中央公園（近隣）



吉野山公園（地区）

②多様なニーズへの対応

ユニバーサルデザイン[※]の視点に立ち、誰もが安心して快適に利用できる空間づくりに努めます。また、計画段階からワークショップ[※]等の市民参画手法を活用し、子育て、健康づくり及び高齢者の利用など多様な市民ニーズに対応するため、都市公園の利用が促進され、機能の増進が期待できる保育所その他の社会福祉施設の設置を検討するとともに、駐車場など公園利用サービスの充実を図り、利用度の高い公園づくりを進めます。さらに、水の流れや音などの演出のある特徴的な公園づくりや公園を回遊して楽しめるようなネットワークづくりなどについても検討します。

▽特徴のある拠点・回廊のみどりの創出

①地域特性に配慮した都市基幹公園[※]の適正配置

総合公園[※]や運動公園[※]は、都市全体のバランスやニーズに配慮して計画的に配置するとともに、既存公園の拡張、機能充実及び多様なニーズの反映など質の向上に努め、利用度の高い公園づくりに努めます。



竹ヶ端運動公園[※]

②都市基幹公園[※]の魅力向上と個性化

既存の都市基幹公園[※]は、計画的な施設の更新を行うとともに、植栽や芝生広場の整備などみどり豊かな公園づくりを行い、憩いの場としての魅力を高めます。

福山城公園や緑町公園など核となる公園は、人々が訪れてみたいと思うような個性と魅力ある公園づくりを継続的に進めていきます。

市民のニーズや利用状況を把握し、駐車場などの公園利用サービスの充実を検討します。



福山城公園

③その他の公園・緑地等の整備

○特殊公園[※]

既存の風致公園[※]は、今後も計画的な保全と維持管理に努めます。また、良好な自然環境を有する熊野水源池周辺では、自然環境の保全や活用を図るため、風致公園[※]としての位置付けを検討します。

奈良津墓園は、散策や休憩などのできる公園として活用します。

その他、城跡や古墳など歴史的遺産や文化財が存在する地区では、特殊公園[※]の整備を検討し、歴史・文化の継承に努めます。



草戸山公園

○都市緑地[※]

既存の都市緑地[※]は、今後も計画的な保全と維持管理に努めるとともに、利用者ニーズを反映した機能の充実に努めます。また、市街地に残る貴重なみどりとして保全・活用が必要な緑地では、新たに都市緑地[※]としての整備を検討します。



芦田川緑地

○その他の公園・緑地等

蔵王憩いの森や本郷憩いの森などの森林公園は、自然歩道などの整備により利用を促進します。

市立動物園のある富谷公園は、利用者ニーズを反映した施設の整備に努めます。



蔵王憩いの森

④公園の維持管理

公園施設の維持管理については、福山市公園施設長寿命化計画[※]に基づき、日常点検と定期点検により適切に修繕・補修を行うとともに計画的な改修更新を実施します。

また、民間活力を生かした公園の維持管理及び管理の手法として、指定管理者制度[※]に加え、公募設置管理制度[※]の導入を検討します。

⑤水とみどりのネットワークの形成

芦田川をはじめとする河川・水路，街路樹や植樹帯のある道路等を活用し，水とみどりのネットワークづくりに努めます。

○潤いある親水空間[※]の整備

水辺のみどりの軸として芦田川緑地の整備を推進するとともに，本郷川，手城川，高屋川，神谷川及び山南川などの河川についても，親水空間[※]や「多自然川づくり[※]」の理念に基づく護岸整備，河川本来の河岸・瀬淵の保全・再生等に努めます。

また，ため池についても，水利の状況や地域の要望等を把握しながら，水辺を活かした親水空間[※]や野生生物に配慮した整備を検討します。

港湾区域では，港湾計画に基づく港湾緑地等の整備を推進し，潤いのある空間を創出していきます。



芦田川

○みどり豊かな道路空間の創出

道路のみどりは快適な道路空間を生み出すだけでなく，延焼防止や避難路としての防災機能，道路沿道の環境保全機能，あるいは野生生物の生息・生育・繁殖環境や移動空間など様々な役割を兼ね備えているため，道路交通機能の確保を前提に，街路樹や環境施設帯の整備，道路法面などの緑化による連続性のあるみどりの道づくりをめざします。

整備したみどりについては，歩行者・自転車をはじめ誰もが快適・安全に通行できるよう，枝打ちや害虫駆除などの維持管理を計画的に行います。



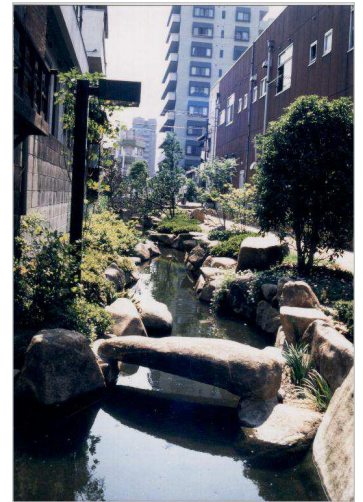
道路緑化（福山駅大門線）

○水とみどりの回廊づくり

道三川や松永クリーク*など市街地における親水空間*の適切な維持管理と計画的な機能充実を図り、都市アメニティ*を向上していきます。

商店街など特に歩行者等の利用が多い道路では、修景施設や休憩施設を計画的に配置し、回遊性を高め、魅力あるまちづくりに努めます。

近年、高まりをみせる健康増進の機運を受け、河川空間や道路空間を活用したサイクリングロードや散策路の整備を検討します。



親水空間* (道三川)

▽安心・安全な市街地の形成

①災害活動拠点となる公園等の配置・整備

災害時の一時避難場所や延焼防止など防災機能を有し、市街地における貴重なオープンスペース*となる街区公園*や近隣公園*など身近な公園緑地の適正配置に努めます。

一時避難場所と広域的避難場所を結ぶ幹線道路を避難路として位置付け、延焼防止のための街路樹等を整備します。

広域避難場所となる防災公園では、避難圏域や規模などに配慮した適正配置に努めるとともに、耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び耐火樹林など防災機能の充実に努めます。



広域避難場所 (緑町公園)

②防災・環境保全機能を有する緑地の配置

鋼管町、箕沖町及び一文字町などの臨海部の工業地と住宅地の間にあって、生活環境の保全や火災時の延焼防止などの役割を有する緑地の維持・管理を充実します。また、引野町や大門町の工業集積地や工業団地についても、周辺住宅地の環境に配慮し、緩衝緑地*、都市林及び都市緑地*などの指定を検討します。

工業団地などの大規模開発事業*における残置森林又は造成森林・緑地では、区域内外の環境に配慮して、都市緑地*として位置付けを検討します。

国道などの広域な幹線道路の整備にあたっては、緩衝緑地*の配置などを検討し、沿道周辺的环境保全・改善に努めます。

その他、都市における自然環境の保全や都市景観の向上を目的として、芦田川緑地、神谷川緑地、東桜町緑地、釜屋緑地及び新市中央緑地など都市緑地*の維持管理を充実します。



一文字緑地



大門町の斜面緑地*

3) 緑化の推進

▽公共施設の緑化推進

①地区の特性に調和したまち・辻[※]の緑化

特定の樹木が連なる並木道や四季折々の花による演出など、特徴的で親しみのある道路整備を検討します。また、辻[※]や橋詰めなどでは、ポケットパーク[※]等の整備によるたまりの空間、緑化や花壇の設置等による安らぎの空間などの演出を検討します。

市内に残る未利用地では、コミュニティーガーデン[※]（市民が主体となり創り出す地域の「庭」）やポケットパーク[※]など暫定的に活用できる仕組みを検討します。



花で演出された道路（コブシ）

②主要な公共施設の緑化推進

市の花「ばら」「キク」、市の木「せんだん」「クスノキ」「モクセイ」などを用いた公共施設内の緑化を推進し、みどりあふれるまちづくりを先導します。特に、ばらのまちづくりの象徴として、ばら花壇の設置を推進します。

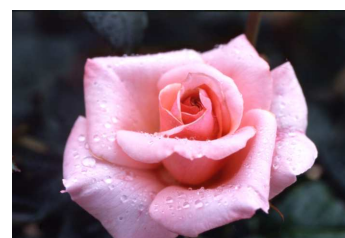
新たに公共施設を整備する際は、公共施設緑化基準に基づき敷地の外周やオープンスペース[※]に緑化を行い、みどり豊かな市街地の形成に寄与します。

都市公園等では、「緑の政策大綱[※]」において示された緑化率を目標に緑化を推進します。

地域の人々が集まる官公庁施設では、市の花や市の木を中心とした植栽、敷地外周の緑化、屋上緑化及び壁面緑化を推進し、みどり豊かな市街地の形成に寄与します。

学校では、敷地内の緑化を推進し、適切な維持管理に努めます。

文化施設や供給処理施設など敷地規模が大きく比較的緑化量の多い施設では、緑地機能を充実するとともに、敷地条件等を考慮しながら公園的整備を検討します。



ばら（ローズふくやま）

③樹木等の維持管理

○樹木等の維持管理

公園、街路樹などの樹木を適正に維持管理します。また、剪定枝の減量化とともに、堆肥等として再利用するシステムづくりを検討し、資源の有効活用に努めます。さらに、民有地における間伐材や剪定枝などについても同時に再利用できる全市的なシステムづくりを検討します。

○木質バイオマスの活用検討

木質バイオマス（化石燃料以外で再生可能な有機性資源（バイオマス）のうち、間伐材や剪定枝など木材をもとにしたバイオマス）を利用することで、ごみが資源として有効活用されるとともに、化石燃料に代わる新たな燃料として地球温暖化[※]の防止のみならず、林業の振興などにも繋がっていくことが期待されます。

こうしたことから、大学や研究機関などと連携し、事業者等の協力を得ながら、多くの可能性を秘めている木質バイオマスの活用を検討します。

▽民有地の緑化促進

①民有地の緑化促進

○住宅地・事業所

市民自身の手による潤いのある環境づくりとして、住宅地では生け垣や花壇の設置、プランターや鉢植えの活用などを促進します。

事業所では、働きやすい環境整備や事業所のイメージアップ、地域の緑化への貢献などをめざし、敷地内の緑化を促進します。

○都心地区や地域拠点

まちの顔となる都心地区や地域拠点では、敷地に余裕がなく、緑地の確保が難しいのが現状です。しかし、人の目に映るみどりの割合（緑視率）を高めることにより、日常生活におけるみどりの満足度を高めることができます。よって、都心地区や地域拠点では、ハンギングバスケット、壁面緑化及び立体花壇など各種緑化策を用いて緑視率の向上に努めるとともに、助成制度などの支援を検討します。

都心地区で比較的規模の大きな事業所などでは、公開空地[※]制度（民間の敷地内に設ける一般に開放されたオープンスペース[※]のことであり、事業者は容積率や高さ制限の緩和を受けることができる）の活用を誘導し、街の顔となる空間づくりへの協力を呼びかけます。

景観計画[※]との連携を図り、一定規模以上の建築物では緑化を誘導します。

○法制度の活用による緑化推進

緑化地域[※]制度、地区計画[※]による緑化率規制制度[※]及び緑地施設整備計画認定制度など、法制度の活用によるみどり豊かな質の高い地区の創出を検討します。

②大規模開発にともなう緑化促進

工業団地や住宅団地等の大規模開発では地区計画[※]、緑地協定[※]及び環境保全協定の締結を指導し、みどり豊かな新市街地の形成を計画的に誘導します。また、開発にともなって整備される公園等の配置や規模を適切に指導するとともに、残存樹林地では、周辺の土地利用状況に応じて都市緑地[※]などの指定を検討し、保全に努めます。



緑地協定[※]を結ぶ住宅地



工業団地（環境保全協定）

4) 普及・展開

▽みどりを育む心の普及・展開

①緑化イベントの充実

緑化やばらに関する行事・イベントとして開催されている緑化祭、ばら祭等をさらに発展・充実させ、市民の緑化に対する関心を高めます。

また、緑化に功績のあった個人・団体の表彰制度を拡大し、市民の緑化活動を活性化していきます。



植木市

②緑化技術の支援・提供

みどりの教室・みどりの学校（講習，実習，リサイクル等）・園芸講座を開催し，市民の緑化意識の高揚を促します。

また，緑化状況調査，みどりのリサイクルシステム，生態系調査・研究及び緑化手法等の研究を行い，その情報を提供することにより緑化技術の普及を図ります。



園芸講座

③みどりに関する情報提供

市広報，パンフレット及びホームページ等を活用し，緑化情報の提供や市の花・市の木のPR等を行います。

また，緑化イベントや緑化活動などの情報を定期的に提供できるシステムの構築に努めます。



旧みどりの計画パンフレット

④苗木・樹木配布の充実

緑化イベントなどの際に行う苗木や樹木の配布を充実するとともに，住宅を新築された方への樹木の進呈制度などの積極的な活用を促し，市民の緑化活動を促進します。

学校などの公共施設についても，苗木や樹木を配布し，敷地の緑化推進に努めます。

また，これら配布用の樹木や草花の生産，育成の体制づくりを強化します。



苗木配布

⑤ばらのまちづくり

2016年度（平成28年度）本市は，市制施行100周年という大きな節目を迎え，『100万本のばらのまち福山』を達成しました。次の100年に向け引き続き「ばら苗木配布事業」，「ばら花壇コンクール」，「ばら大学」及び「せん定・接ぎ木講習会」など様々な取組の実施とともに，「2022年（平成34年）には世界バラ連合地域大会」の誘致に努めていきます。

今後も市民・事業者などとの協働によるばらのまちづくりのさらなる充実を努め「世界に誇れるばらのまち福山」をめざします。

▽まちを愛する心で協働のまちづくり

目標の達成に向け、これまでに示した緑地の保全・活用，緑地の創出・維持及び緑化活動の推進を計画的かつ効果的に進めていくには，このまちに住み，このまちで活動するすべての人々がそれぞれの役割を果たし，できることを実行していくことが必要です。そのためにも，市民・事業者などと行政がよきパートナーとしてまちづくりを進めていけば，その力は何倍にも高められます。

①市民・事業者などと行政の協働による緑化活動の仕組みづくり

地域特性や利用者ニーズを反映させることが容易なアダプト（里親）制度^{*}など，市民の手による管理システムを検討し，市民の緑化活動の輪を広げていきます。また，ワークショップ^{*}，グラウンドワーク^{*}など市民参画の仕組みづくりを検討します。

「みどりのまちづくり条例^{*}」の周知徹底を図り，積極的に活用していきます。また，必要に応じて条例の見直しや助成制度等の充実を図り，より効果的な条例としていきます。

みどりのまちづくりのモデル地区である福山駅周辺では，市民・事業者などと行政が連携して，より一層の緑化活動を推進します。また，本市の核となる地域では，第2，第3のモデル地区の設定を検討します。



市民参画（学生会）



福山駅周辺

②各種助成制度の充実

福山市都市開発基金を活用し，市民の主体的な緑化活動を支援していくとともに，屋上緑化，壁面緑化及び駐車場緑化などへの新たな助成制度の創設を検討します。

③緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）^{*}や人材の育成・支援

使い途のない空き地等，整備・管理を行う民間団体として緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）^{*}の創設を検討します。民間活力を最大限に生かし，市民緑地や広場等オープンスペースの創出に努めていきます。

環境学習指導者養成講座を開催し，指導者の育成に努めるとともに，地域の環境学習等に活用していきます。